

～ 患者さんの権利と義務 ～

安全で質の高い医療・介護を提供するためには、
病院と患者さんの双方がお互いに信頼し、協力しあうことが最も重要です。
そのためには、患者さんの“権利”と“義務”を明確にし、双方が実践することで
良質な医療・介護サービスを実現します。

● 当院で診療を受けられる方の権利

- 患者さんは、人としての尊厳・価値観が尊重され、医療従事者との協力関係のもと、医療・介護を受ける**権利**があります。
- 患者さんは、社会的地位・疾病の種類・国籍・宗教等により、差別されることなく、身体上必要で適切な医療・介護を受ける**権利**があります。
- 患者さんは、病状など自己に関する必要で医学的な情報提供を受けることができ、検査や、治療方針に対し、自らの意志を示す**権利**があります。
- 患者さんは、医療上の個人情報について、保護される**権利**があります。
- 患者さんは、病院を自由に選択し、変更する**権利**があります。
- 患者さんは、いかなる治療段階においても、他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求めることができる**権利**があります。

● 当院で診療を受けられる方の義務

- 患者さんは、自身の健康保険・交通事故等の第三者行為・健康状態等についての情報を正確に病院職員へ伝える**義務**があります。
- 患者さんは、治療方針による治療方法を理解し、医療従事者からの治療方針に従っていただく**義務**があります。
- 患者さんは、他の患者さんの治療や検査・療養生活に支障を与えない等、病院の規則・約束を守る**義務**があります。(他の患者さんや病院職員に対する暴言暴力・威嚇・脅迫行為、強要、飲酒状態、無断のビデオ・写真撮影、その他迷惑行為はおやめください。)
- 患者さんは、医療費等の請求に対し、それを適切にお支払いいただく**義務**があります。
- 入院中、治療方針の為、別の部屋や病棟に移動が必要になる場合には、応じていただく**義務**があります。

※ 病院内で提供される医療サービスに関するご不明な点等につきましては、まず、主治医にご相談ください。



医療法人恒仁会 近江温泉病院

院長 小山 威夫